

広告取扱基準（1/3）

【基本方針】

広告主や広告の内容は、当行の社会的公共性を鑑み、利用者の利益を守り、当行の社会的信用を毀損することのないもの

【規制業種または事業者】

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種、風俗営業類似の業種
- ・ 消費者金融業
- ・ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- ・ 法律に定めのない医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラティック、エステティック等）
- ・ 興信所・探偵事務所、結婚相談所・交際紹介業
- ・ 特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- ・ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ・ 民事再生法および会社更生法による再生・更生手続中の業者
- ・ 各種法令に違反しているもの
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
- ・ その他、当行が特に不適切と認めたもの

【掲載しない広告】

<原則>

- ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- ・ 法律で禁止されている商品、無許可商品および粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
- ・ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ・ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- ・ 特定の政治活動と判断されるもの
- ・ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ・ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ・ 社会的に不適切なもの
- ・ 国内世論が大きく分かれるもの
- ・ 反社会的団体（勢力）に関係関連するもの
- ・ その他、当行が特に不適切と認めたもの

広告取扱基準（2/3）

【掲載しない広告】

＜消費者被害の未然防止および拡大防止＞

- ・ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ・ 射幸心を著しくあおる表現
- ・ 虚偽の内容を表示するもの
- ・ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- ・ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- ・ 広告の内容が明確でないもの
- ・ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、出稿者またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

＜青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの＞

- ・ 水着姿および裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- ・ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ・ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- ・ 暴力またはわいせつ性を連想・想起させるもの
- ・ ギャンブル等を肯定するもの
- ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

【広告の表示について注意を要すること】

- ・ 割引価格の表示
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
例：「メーカー小売希望価格の30%引き」等
- ・ 比較広告（根拠となる資料が必要）
主張する内容が客観的に実証されていること。
- ・ 無料で参加・体験できるもの
費用がかかる場合には、その旨明示すること。
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要です」等
- ・ アルコール飲料
未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は20歳を過ぎてから」等
- ・ 飲酒を誘発するような表現の禁止
例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

広告取扱基準（3/3）

【広告の表示について注意を要すること】

- 責任の所在が不明確であるもの
- 事業、商品、サービス等のPRでなく、個人的な目的であるもの
 - 個人の名前や住所のみを内容としたもの
 - 個人が依頼する広告（例：アイドルや芸能人を応援する広告、〇〇さん誕生日おめでとう、恋人募集など）
- 個人や団体、企業などが政治問題や社会問題、法律や税制などについて、自らの意見や主張を表明する目的で作成した広告（特に以下のものは不可）
 - 皇室、王室、国旗等の尊厳を傷つけるおそれのあるもの
 - 皇室、王室、外国の元首にかかわる肖像や紋章などを使用しているもので、当該国又は所轄官庁の許可を得ていないもの
 - 国旗、菊花紋章等を使用しているもので、当該国又は所轄官庁の許可を得ていないもの
 - 国際連合旗及び赤十字マークで、商業目的に使用しているもの
- 「フェア」「セール」「予定」「募集中」等の表記がある広告は、掲出期間中に実態にそぐわなくなった場合には、速やかに撤去又は修正を行う。
- 広告に使用される言語は原則、日本語、英語のみ
- ダブルブランドによる広告
 - 複数企業の主従関係が明確であり、ユーザーが混乱しない内容であること
 - 複数企業で広告をすることの必然性や関連性が明確であること
 - 広告によるPRの主体者が明確であること
- 広告が表示されたユーザーが、ターゲット対象であると認識する不快な表現
 - 例：「資産〇〇円以上の方」「借入金〇円以上の方」「〇歳の方」「〇〇の家族構成の方」
- 掲載するクリエイティブ、リンク先の内容は、それぞれが十分な関連性を持っている必要があること
- 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの
- クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- 個人輸入代行業でないこと
- その他各種法令（景品表示法、医薬品医療機器等法、健康増進法、薬事法、宅建業法等）に抵触していないこと

【注意事項】

- 当行口座保有が条件となります。
- 広告の掲載には当行の審査が必要となります。
- 当行が必要であると判断したものについては、随時掲載に何らかの制限をかける場合があります。
- 各媒体に掲載された広告の内容について生じた問題は、広告主さまの責任においてご対応をお願い致します。
- 原則、広告掲載希望月の前月10日（休日の場合は翌営業日）までに、掲載に必要なデータをご入稿ください。